

出席委員（十八名）

委員長	清水孝夫				
副委員長	吉村忠男				
委員	鶴賀谷 貴	奈良岡 文 英			
	小野 稔	藤 林 公 正			
	相馬 勝 治	平 田 博 幸			
	工藤 健 一	佐々木 政 美			
	横山 憲 一	横 山 哲 英			
	野呂 日出男	浅 利 直 志			
	對馬 光 久	古 川 次 男			
	前田 清	齋 藤 惠 一			

欠席委員（なし）

説明のため出席した者

町長部局

町 長	小田桐 智 高
副 町 長	浅 利 一
総務課長選管事務局長併任	三 上 治
財 政 課 長	新 谷 義 昭
税 務 課 長	泉 田 裕 明
企 画 課 長	小 杉 利 彦
住 民 課 長	浅 利 勇 藏
福 祉 課 長	高 木 博
農政課長農委事務局長併任	浅 利 克
建 設 課 長	兵 藤 寿
上 下 水 道 課 長	根 岸 鉄 二
会計管理者会計課長兼務	村 上 一 志
常 盤 支 所 長	木 村 義 治
監 査 委 員	神 忠 勝

選 管 委 員 長
教 育 委 員 長
教 育 長
学 務 課 長
生 涯 学 習 課 長
常 盤 文 化 会 館 長
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長
農 委 会 長

小 田 桐 旭 雄
鳴 海 諄
館 山 新 一
加 福 哲 三
福 井 勝 彦
笹 森 末 八
對 馬 一 孝
工 藤 勲

事務局職員出席者

事 務 局 長
補 佐

奈 良 岡 信 彦
佐 々 木 克 治

審 査 日 程

議案第六十四号 平成二十年度藤崎町水道事業会計決算の認定を求めるの件

議案第六十五号 平成二十年度藤崎町農業集落排水事業会計決算の認定を求め
るの件

議案第六十六号 平成二十年度藤崎町下水道事業会計決算の認定を求めるの件

本日の会議に付した事件

審査日程のとおり

○委員長（清水孝夫君）

おはようございます。

ただいまの出席委員数は十八名です。定足数に達しておりますので、ただいまから決算特別委員会を開会いたします。

審査日程に従い、本日は議案第六十四号平成二十年度藤崎町水道事業会計決算の認定を求めるの件のほか二件を審査する予定であります。

各事業会計について、歳入歳出を一括審査いたします。

それでは、議事に入ります。

議案第六十四号平成二十年度藤崎町水道事業会計決算の認定を求めるの件を議題といたします。

説明を求めます。

○委員長（清水孝夫君）

上下水道課長。

○上下水道課長（根岸鉄二君）

それでは、議案第六十四号平成二十年度藤崎町水道事業会計決算の認定を求めるの件につきまして、概要についてご説明いたします。

三百二十一ページをお開きください。

収益的収入及び支出についてご説明いたします。

まず、収入が総額で三億八千五百二十三万九千四百三十九円であります。内訳としましては、第一款事業収益第一項営業収益が三億七千五百八十万二千四百三十八円、そのうち仮受消費税及び地方消費税が一千七百八十四万二千八百十七円あります。第二項営業外収益が九百四十三万七千一百円、そのうち仮受消費税及び地方消費税が四万五千七百九十三円あります。

次に、支出が総額で三億四千八百五十二万六千七百六十八円あります。内訳としましては、第一項営業費用が二億九千三百二十万四千八百八十三円、そのうち仮受消費税及び地方消費税が七百七十七万四千二百四十九円あります。第二項営業外費用が五千五百三十二万一千八百八十五円、そのうち、納付する消費税が九百四十八万一千七百円、この消費税は費用には計上されないものであります。

次に、資本的収入及び支出についてご説明いたします。三百二十三ページをお開きください。

まず、収入が総額で九千八十六万八千六十七円であります。内訳としましては、第一款第一項企業債が八千三百二十万円、これは繰上償還のための借換債で、借り入れ件数は三件であります。第二項他会計補助金が五百九十七万七千円、これは上水道の広域運営を促進するための企業債の償還元金の経費として、一般会計から繰り入れした補助金であります。第三項他会計負担金六十四万五千六十七円、これは消火栓設置費用として一般会計から繰り入れした負担金であります。

次に、支出が総額で三億四百八万四千四百六十八円であります。内訳としましては、第一款第一項建設改良費が一千百三万六千八百五十円、そのうち、仮受消費税及び地方消費税が四十九万二千三百四円あります。主なものとしましては、JR五能線横断配水管布設替工事に伴う設計委託料が九百四十六万九千円あります。第二項企業債償還金が二億四千八百四万七千六百十八円、そのうち繰上償還分が四件で、八千三百三十二万三千四百九十三円あります。償還先別件数では、財政融資資金十八件、公庫資金三十件、民間資金が六件あります。第三項長期貸付金四千五百万円、これは農業集落排水事業会計運転資金として貸し付けしたものであります。なお、資本金収入額が資本金支出額に不足する額二億一千三百二十一万六千四百一円については、損益勘定内部留保資金等で補てんしたものであります。

次に、事業の詳細につきましてご説明いたします。三百三十ページをお開きください。

給水人口が前年に比べて二百二十七人減の一万六千三百人、給水戸数では、四戸減で、五千三百八戸、年間総配水量が二万八百二十九立米減の百五十二万五千六百二十三立米、年間総有収量が三万二百五十八立米減の百三十七万八千八百八十三立米であります。

次に、収益及び費用についてご説明いたします。三百三十三ページをお開きください。

決算額につきましては、消費税及び地方消費税の額を除いたものとなっております。

まず、収益についてご説明いたします。

収益総額は三億六千七百三十五万八千二百二十九円、前年度対比で〇・四％の減であります。内訳としましては、営業収益が三億五千七百九十五万九千六百二十一円、そのうち、給水収益が三億五千六百八十五万六千四百二十四円あります。給水収益の内訳としましては、水道料金が三億四千七百八十六万八千百

九十六円、メーター使用料が八百九十八万八千二百二十八円であります。その他営業収益が百十万三千百九十七円、主なものとしましては他会計負担金七十三万三千百九十七円、これは消火栓移設に伴う一般会計負担金であります。

次に、営業外収益が九百三十九万一千二百八円、内訳としましては受取利息及び配当金が百十三万一千百五十八円、他会計補助金が六百八十六万五千円、そのうち上水道の広域運営を促進するための企業債の償還利子の経費として、一般会計から繰り入れした広域対策補助金が三百十九万八千円、高料金対策のための補助金が三百六十六万七千円であります。雑収益が百三十九万五千五十円、その主なものは、企業団保守業務受託料及び官舎賃貸料であります。

次に、費用についてご説明いたします。三百三十四ページをお開きください。

主なものにつきましては、お手元に配付いたしました費用に関する資料もごらんください。

費用総額は三億三千百二十七万八千九百十九円、前年度対比で九・九%の減であります。内訳としましては、営業費用が二億八千五百四十三万六千三百三十四円、そのうち浄配水費が一億四千六百二十六万四千三百三円、主なものとしましては、光熱水費が五百四十四万五千五百四十四円、修繕費が八百四十一万一千三百六十八円、修繕費の主なものとしましては、配水、給水管修繕が二百二十四万六千七百七十五円、消火栓修繕が百十九万四千四百四十三円、メーター修繕取替が三百六十七万二千四百円、メーターの取替個数が四百三十三個であります。委託料が三百七万三千六百八十円、委託料の主なものとしましては電気保安業務委託料が四十三万八千四百八十円、水質検査委託料が百九十万円であります。受水費が一億二千九百三十一万九千二百七十七円、これは津軽広域水道企業団からの受水分であります。総係費が四千四百六十万一千八百五十二円、主なものとしましては、給料、手当、法定福利費の職員給与費が三千二百七十四万三千四百六十九円、委託料が六百五十万六千五百十五円、委託料の主なものとしましては、水道メーター検針委託料が三百七十八万三千九百十五円、委託件数四万六千七百三十二件であります。電算機器保守委託料が百万八千六百二十円、上水道台帳作成業務委託料が百二十五万八千円あります。減価償却費が九千四百五十六万四千四百七十九円、減価償却費の主なものとしましては、建物分が三百三十三万七千六百四十四円、構築物分が七千二百一十一万四千五百六十二円、機械及び装置分が一千七百四十九万六千五百二十三円あります。

次に、営業外費用が四千五百八十四万八千五百八十五円、内訳としましては、支払利息が四千三百二十二万八千五百八十五円、償還先別では、財政融資資金が二十二件

で、三千二百五十六万一千二百三十九円、公庫資金が三十件で七百九十四万一千百八十七円、民間資金が六件で、二百七十一万七千七百五十九円であります。繰延勘定償却が二百六十二万円であります。

収益から費用を差し引いた当年度純利益が三千六百八万十円で、黒字決算となったものであります。このうち、百九十万円を減債積立金として積み立てするものであります。

次に、企業債についてご説明いたします。三百四十三ページをお開きください。

二十年度末企業債残高は十六億一千九百三十一万三千五百二十二円であります。借入先別では、財政融資資金十九件で、十億三千百三十九万六千五百八十九円、公庫資金二十五件で三億百三十五万六千九百三十三円、民間資金等八件で二億八千六百五十六万円あります。

以上で概要についての説明を終わらせていただきます。

○委員長（清水孝夫君）

決算の説明が終わりました。

これから質疑を行います。浅利委員。

○浅利直志委員

三百二十八ページの経営の状況ということで記載されているわけでありましてけれども、その中で有収率が九〇・三％となっておりますというふうになっておるんですけれども、有収率一〇〇％というのは消火栓の関係だとか、何とかって無理だろうと思えますけれども、有収率があと四、五％でも上るようにはなるというようなことはあり得ないのでしょうか。そもそも有収率の考え方と現状ですね。それから有収率をアップできるものなのかどうか、その点についてお聞きいたします。

○委員長（清水孝夫君）

上下水道課長。

○上下水道課長（根岸鉄二君）

お答えいたします。

この有収率につきましては、水道企業団からの配水量に対して使用者に売った水の量との差ということになるわけでございますけれども、この差につきましては、原因としましては冬季間の漏水も関係してございますし、それと火災等があれば当然これも使います。消火栓の維持のために消火栓をあけたりします。ただ、量的には差が結構ありますので、この改善につきましては今後ほか

の配水管に対して、漏水等がないかどうか、これは他の町村では何年かに一回カメラ等を入れて調査ということもしておるようでございますけれども、結構経費のかかることとございますので、これにつきましては、有収率の向上に努めるという観点から、カメラの導入で配水管の見えない漏水があるのかどうか、調査についても検討してまいりたいと考えております。

○委員長（清水孝夫君）

浅利委員。

○浅利直志委員

そうしますと、今の課長の説明を聞くと、漏水といいますか、そういう部分も大きいというふうに考えられるんですか。私は通常、企業団から来る水そのものが多いというか、余分にあるというか、これぐらいは来るんだよという、余分に来過ぎるといふところにも原因があるのかなというふうには思っているんですけれども、漏水の部分もじゃあ原因としては半分ぐらいあるというふうに考えてよろしいんですか。その辺はどういう分析なんでしょうか。

○委員長（清水孝夫君）

上下水道課長。

○上下水道課長（根岸鉄二君）

お答えいたします。

漏水に関しましては、半分が漏水ではないかということではなくて、漏水も起因しているのではないかと。ただ、この差につきましては、これは事務的なこともありますけれども、検針の時期、それと冬季間の認定の水量、これらも影響しているものと思われまますので、必ずしもすべてが大半が漏水に起因しているということではないと思っております。

○委員長（清水孝夫君）

浅利委員。

○浅利直志委員

有収率の向上のための分母になるその計算の式の問題もあるんでしょうけれども、向上のために努めていただきたいというふうに思います。

三百二十三ページの資本的収入のところ、一番下段に記載されている資本的収入額が資本的支出額に不足する分二億一千三百万円ほど、これを主には当年度損益勘定留保資金及び引継金一億一千五百五十三万九千六百十八円で補てんしたというふうに記載されておるのですけれども、この引継金ですか、これは会計上、どこから引き継がれて、引継金というのは一体どういうものなのか、

貸借対照表上であらわれている部分があるのかどうか、そのことについてお聞きいたします。

○委員長（清水孝夫君）

上下水道課長。

○上下水道課長（根岸鉄二君）

お答えいたします。

この引継金に関しましては、藤崎町が合併した時点で水道事業自体が新規の新たな水道事業という開始になってございます。その時点で、旧常盤の水道事業、旧藤崎町の水道事業の預金残高、これを新町で引き継いだ金ということでございます。

○委員長（清水孝夫君）

浅利委員。

○浅利直志委員

そうしますと、合併時に現金として、資産としてといたしますか、現金として会計上あった資産だと、金額だというようなことなんですけれども、これで全部使い果たすんですか。それはどうなんですか。

○委員長（清水孝夫君）

上下水道課長。

○上下水道課長（根岸鉄二君）

この引継金に関しましては、二十一年度においても補てん財源として見ております。

○委員長（清水孝夫君）

ほかに質疑ありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

減債積立金というのを、三百二十五ページにかかわることなんですけれども、当年度の水道会計全般については非常に収支もとれて、常盤のときの剰余金も残っているという、そういう点では利用者にはまだ還元されてはいないけれども、会計上は健全な状態だというふうに思っておりますけれども、それで、減債基金、これを積み立てるということで、減債積立金全体として百九十万円になりますよという、これをやっていくというか、もっと積み立てたいのか、今後どういうふうにして減債積立金というのをやっていこうとしていらっしゃるのか、そのことについてお聞きいたします。

○委員長（清水孝夫君）

上下水道課長。

○上下水道課長（根岸鉄二君）

お答えいたします。

この減債積立金に関しましては、法律で規定されておりまして、当年度で剰余金が生じた場合には利益の二十分の一を減債積み立てしなさいということで規定されておりまして、それに伴う積み立てをするということですが、将来的には償還等に現金が不足した場合に、これを取り崩してそっちの方に充てていくというための積立金でございます。

○委員長（清水孝夫君）

ほかに質疑ありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

浄配水費の費用のところを見ますと、三百三十四ページですか、浄配水費、それから修繕費ということで、先ほど課長がちょっと説明したんですが、配水、給水管修繕費というのを昨年度は二百二十四万円ほど見ているんですけども、私が聞きたいのは、全体的な水道事業の経営の現状をどういうふうに認識しているのかということと、この本管だとか、そういうものの修繕というか、布設替えというか、そういうものの今後の計画とございますか、必要性なり、もうやらなくてもいいんだと、今後もう十年大丈夫なんだとかいうような、今後の見通しについてどういうふうに考えていらっしゃるのか、その点についてお聞きいたします。

○委員長（清水孝夫君）

上下水道課長。

○上下水道課長（根岸鉄二君）

お答えいたします。

配水管の老朽の問題に関しましては、今現在、踏切の部分についての布設替えのみが現在残っているという状態でございます。それ以外の配水管につきましては、既に布設替えが終了しておりまして、当面、今後十年以上は、十年ないし二十年は布設替えの必要はないものと考えておりますが、最近耐震の問題が出てきておりまして、耐震に対応した管ということになりますと、これは今の経営状況からいきましても、そう簡単にとりかかるとい状況ではないということで、当面は、まだ耐震の問題に関しましては今後考えていかざるを得ないということではありますけれども、今の時点では当面、布設替えについては大丈夫だろうと思っております。

○委員長（清水孝夫君）

ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから議案第六十四号を採決いたします。本案について認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水孝夫君）

異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第六十五号平成二十年度年度藤崎町農業集落排水事業会計決算の認定を求めるの件を議題といたします。

決算の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（根岸鉄二君）

それでは、議案第六十五号平成二十年度藤崎町農業集落排水事業会計決算の認定を求めるの件につきまして、概要についてご説明いたします。

三百五十一ページをお開きください。

収益的収入及び支出について、ご説明いたします。

まず、収入額が、総額で二億二百五十三万八千四百四十九円であります。内訳としましては、第一款事業収益第一項営業収益が九千二百四十七万一千二百五十九円、そのうち仮受消費税及び地方消費税が三百三十一万七千六百七十九円であります。

第二項営業外収益が一億一千六万七千百九十円であります。

次に、支出が、総額で二億八千三百八十五万八千三十七円であります。内訳としましては、第一項営業費用が一億九千六百十六万九千二百五十四円、そのうち、仮受消費税及び地方消費税が二百六十万七千七百八十九円であります。

第二項営業外費用が八千七百六十八万八千七百八十三円、そのうち、納付する消費税が七十万九千七百円、この消費税は費用には計上されないものであります。なお、企業債償還利息の財源に充てるため、企業債一千四百四十万円を借り入れし、運転資金に充てるため水道事業会計から四千五百万円を借り入れたものであります。

次に、資本的収入及び支出についてご説明いたします。三百五十三ページをお開きください。

まず、収入が総額で一億三千三十三万九千円であります。内訳としましては、第一款第一項企業債が九千四百十万円、このうち、繰上償還のための借換債が

五件で、六千九百十万円であります。第二項出資金が三千六百二十三万九千円、これは企業債の償還元金の経費として一般会計から出資金として繰り入れしたものであります。

次に、支出が、総額で二億一千四十九万九千二百五十七円であります。内訳としましては、第二項企業債償還金が二億九百四十五万三千二百五十七円、そのうち繰上償還分が五件、六千九百三十五万八千三百七十三円であります。償還先別件数では、財政融資資金が三十一件、公庫資金八件、民間資金が四件であります。第三項他会計借入金償還金百四万六千円、これは水道事業会計から運転資金として借り受けした資金の償還分であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額八千十六万二千二百五十七円については、損益勘定内部留保資金等で補てんしたものであります。

次に、事業の詳細につきましてご説明いたします。三百五十八ページをお開きください。

まず、加入状況等ですが、加入戸数が三十八戸増の一千五百九十九戸、年間総排出量が二千三百五十七立米増の四十四万三千五百二十一立米となりました。

次に、収益及び費用についてご説明いたします。三百六十一ページをお開きください。

決算額につきましては、消費税及び地方消費税の額を除いたものとなっております。

まず、収益についてご説明いたします。

収益総額は一億九千九百二十二万七千七百七十円、前年度対比で二・一％の増であります。内訳としましては、営業収益が八千九百十五万三千五百八十円、そのうち使用料が六千六百三十五万三千五百八十円であります。その他営業収益が十六万二千元、これは検査手数料であります。雨水処理負担金が二千二百六十三万八千円、これは雨水処理経費として一般会計から繰り入れしたものであります。

次に、営業外収益が一億一千六万七千百九十円、内訳としましては、他会計補助金が一億九百九十五万二千元、これは一般会計から繰り入れした補助金であります。

雑収益が十一万五千百九十円であります。

次に、費用についてご説明いたします。

主なものにつきましては、お手元に配付いたしました費用に関する資料もごらんください。

費用総額は二億八千五十四万五千四百四十八円、前年度対比で〇・八％の減であります。内訳としましては、営業費用が一億九千三百五十六万一千四百六十五円、そのうち、管渠費が九百七万一千五百二十五円、主なものとしましては、光熱水費が二百五十三万八千四百円、委託料が四百七十一万六千七百十六円、委託料の主なものとしましては、污水管清掃保守調査業務委託料が百八十九万六千円、マンホールポンプ及び配電盤点検業務委託料が百九十万八千円であります。処理場費が四千百九十五万九千九百七十一円、主なものとしましては、委託料が一千四百九十一万四千九百六十八円。委託料の主なものとしましては、処理施設維持管理業務委託料が一千二百九十九万六千四百四十八円、水質検査等業務委託料が百十八万二千元であります。

三百六十二ページをお開きください。

手数料が七百五十一万九千二百円、手数料の主なものとしましては、汚泥運搬が三百五十四万四千二百二十円、脱水汚泥収集運搬が三百六十七万五千八百円、汚泥肥料製造が十九万二千元であります。修繕費が三百六十三万五千三十円、主なものとしましては、柵地区処理場防臭蓋等修繕が百四十九万二千元、常盤処理場照明設備修繕等が六十三万二千元であります。動力費が一千二百三十一万四千二百二十六円、これは処理場の電力料であります。

総係費三千三百四十二万八千六百九十七円、主なものとしましては、給料、手当、法定福利費の職員給与費が三千百六十八万四千五百九十九円。負担金が百十万七千四百四十八円、主なものとしましては、飯田林崎処理施設維持管理負託金が百七万九千四百四十八円であります。

減価償却費が一億九百一十萬一千二百七十二円、減価償却費の主なものとしましては建物及び附属設備分一千七百五十万六千三百八十二円、構築物分六千二百一万一千六円、機械及び装置二千七百八十四万七千八百十六円であります。

次に、営業外費用が八千六百九十七万九千八十三円、主なものとしましては、企業債利息が八千六百五十二万六千五百五十五円、償還先別では、財政融資資金が三十六件で八千二百四十七万三千九百七十六円、公庫資金が八件で二百十三万五千五百五十円、民間資金が八件で百九十一万六千三百三十九円あります。長期借入金利息が四十三万一千百十八円、これは水道会計から借り入れした借入金利息であります。

収益から費用を差し引いた当年度純損失が八千百三十一万九千七百七十八円で、赤字決算となったものであります。

次に、企業債についてご説明いたします。三百六十九ページをお開きくださ

い。

二十年度末企業債残高は、三十四億九千二百三万八千六百九十六円であります。借入先別では、財政融資資金三十二件で三十二億四千三十四万七千五百三円、公庫資金五件で四千二百六十五万八千九百九十三円、民間資金等十二件で二億九百三万三千元であります。

以上で概要についての説明を終わらせていただきます。

○委員長（清水孝夫君）

決算の説明が終わりました。

これから質疑を行います。浅利委員。

○浅利直志委員

集排も含めて、本管がほとんど布設されたというところは県内ではうちの方だとか、尾上地域、平川地域だとか、そういうところ、あと相馬地区だとか、あるわけですが、実際は報告によると、八千万円ほどの収益、三条予算についての赤字決算だというようなことなんですけれども、八千万円をすぐこれ埋めることは理論的には可能かも知れないけれども、実際どの辺まで一千万円でも、二千万円でも収支を改善していく方策というのをどのように考えていらっしゃるのか、何点かお聞きしたいと思います。

○委員長（清水孝夫君）

上下水道課長。

○上下水道課長（根岸鉄二君）

お答えいたします。

収益の改善につきましては、まず一つは、接続率の向上ということで、これは毎年いきいきまつり等で汚泥の無料配布等で下水道の宣伝をしているわけですが、今までの状況からいきますと、年間公共、集排合わせて百戸程度は毎年接続は増加してございます。ただ、収益となると、先ほど水道で説明いたしましたが、節水等による水道料の収入も減っていると。水道の使用料が減れば、下水道の使用料も当然それに連動して下がるということもございまして、接続がふえているにもかかわらず、急激な収益の増というわけにはなってございません。

そこで、これは前にも議会でお話ししてございますけれども、料金改定についての検討ということをしていきたいということで、今年度に入りましてから、料金の改定について検討委員会において現状を説明し、どのような方向で改定すべきかということである程度の案を示し、今検討中でございます。

○委員長（清水孝夫君）

ほかに質疑ありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

接続率というか、加入をふやすというのが課題だと思うので、料金改定のそれなりの結論を得ることとともに、やっぱりこれも企業課だけでなく、全庁挙げて取り組む体制をとっていただきたいなというふうに思います。

それで、ちょっと実務的なというか、別紙として集落排水事業の費用に関する資料だとか、配付されたのは大変前から見れば少しは前進したのかなと思いますけれども、何せこの事業の決算書、この収益明細書というのはつけなければつけないでもいいようなふうに法定はされているんでしょうけれども、私どもに決算書そのもののブックをつくる段階で、やっぱり主なるものというぐらいは記載できるようにすべきだと思うんですよ。ずっと決算書については残っていくわけでもありますし、簡単に言えば、この款、項、目、節、この辺のこの間隔を狭めれば、備考のところに書き込むという幅を変更すれば十分可能なんじゃないかなと思うんですけれども、能力のある職員と課長がいるわけですので、それぐらいはやれるんじゃないかなと思っておるんですけれども、現状、別紙で渡さないで、ブックにした段階で決算書にした段階で主なるものを書き込む改善はできるんじゃないかなと思っておりますけれども、どうでしょう。

○委員長（清水孝夫君）

上下水道課長。

○上下水道課長（根岸鉄二君）

お答えいたします。

企業会計の決算につきましては、先ほど浅利委員も言われたとおり、法的にはこれでいいということになってございます。それで、備考欄につきましては、これこれのものは表示すべきだということで従前から議会で予算で制限されております給与費等については、予算額が幾らに対して決算額がこれこれということの明示はしてございます。それで、そういう形に会計上はなってございますので、前回の決算のときに検討するという事で、今回出させていただいたわけですが、これでご了承承願したいと思います。

○委員長（清水孝夫君）

ほかに質疑ありませんか。奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

決算書の作成する段階においてよりわかりやすい決算書を作るということに

心がけてほしいということは私も全く同感です。

それで、質問ですが、三百五十一ページの一番下に四千五百万円、水道事業から借り入れしているとありますけれども、前にも何か借りたような記憶があるんですけれども、トータルで今残高、水道事業から幾ら借りているんでしょうか。

○委員長（清水孝夫君）

上下水道課長。

○上下水道課長（根岸鉄二君）

お答えいたします。

これにつきましては、貸借対照表の三百五十七ページに計上してございますが、他会計長期借入金ということで、これが水道事業から借り入れしている分でございますが、償還もございましたので、二十年度末現在では八千三百九十五万四千円の残となっております。

○委員長（清水孝夫君）

奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

この借入金の償還期限というか、何年で償還の予定でしょうか。

○委員長（清水孝夫君）

上下水道課長。

○上下水道課長（根岸鉄二君）

お答えいたします。

償還につきましては、十年償還ということで設定してございますが、十年目にほぼ一括繰り上げ償還という償還方法をとってございまして、九年まではある程度額を抑えてございます。

○委員長（清水孝夫君）

ほかに質疑ありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

今言ったことと関係するんですけれども、額を抑えているって、百万円だとか、百五十万円、百万円ずつ返せば九年で九百万円、一千万円返して、その残の七千万円なら七千万円は一括で返すと。十年先は大体いない人ばかり、この辺にいない人がかなり、鶴賀谷さんと委員長は別だと思っておりますけれども、いない人も結構あるんですけれども、もうちょっと水道会計にとりましても、償還を結局貸付金ということで余分な分を集排の方に貸して利用者には還元されな

いというような仕組みにも実際にはなっているわけなので、毎年もうちょっと頑張っ返す分別をしたらどうなんですか。

○委員長（清水孝夫君）

上下水道課長。

○上下水道課長（根岸鉄二君）

お答えいたします。

これは十年という形でその間の償還額を抑えたということにつきましては、当面、財政の状況からもいきまして、今の繰り入れの額も検討しつつ、今後十年後ぐらいには経済状況も安定するかも知れない、これは見込みでございますが、ただ、十年にはしてございますけれども、利率につきましては、十年定期を組んだものとしての利率で償還して、償還表を作成してございます。

○委員長（清水孝夫君）

ほかに質疑ありませんか。奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

今の水道事業からの借り入れについてですけれども、同じ上下水道課の中でやっているわけで、集排の会計が逼迫すれば、また水道事業から借りればいいんだという、そういう甘えの体質があるんじゃないかと思っておりますけれども、その辺、どう認識しているのかお願いいたします。

○委員長（清水孝夫君）

上下水道課長。

○上下水道課長（根岸鉄二君）

この貸し付けに関しましては、水道事業会計において二十一年度も三千万円ほど予算計上しておるわけでございますが、あくまでももう水道事業としての預金残高という観点からいきますと、一億円の預金は当然必要だと。災害時に対応するためにも必要であるという考えから、二十二年度以降におきましては、水道事業会計からの貸し付けは行えないということで進んでございます。

○委員長（清水孝夫君）

浅利委員。

○浅利直志委員

一つの策として借入金というのをやっているわけですので、その返済の金額もそうだけれども、それに頼らない方向をつくっていくことに努力してほしいというふうに思いますけれども、私が最後にお聞きしたいのは、公共下水道は次の会計ですけれども、公共下水道の場合は弘前地区なら地区にまとめ

て持っていくという、農集施設の場合では、個々の処理施設があるわけです。この間、櫛の処理場も大規模改修と申しますか、そういう手当を講じていただいたわけでありまして。今後いわゆる個々の処理場をどう耐用年数が来たときの今後の対応の問題はもうちょっと五年、十年先の話なのかも知れないですけども、私が聞きたいのは、櫛の改修をしたと。ただ、においもかなり改善されたというふうなことなんですけれども、この二十一年の三月、この末には「まだ十分改善されてねでないか」という、近所の人々の苦情もあったんですけども、その辺はどういうふうに二十年度でやってきたのか、今後その辺は問題はないのかということについてはどうでしょうか。

○委員長（清水孝夫君）

上下水道課長。

○上下水道課長（根岸鉄二君）

お答えいたします。

各処理場における周辺地域の悪臭の問題につきましては、これは毎年問題になることではございますが、脱臭装置等の活用によりまして、ある程度解消はされているものと私は認識しておりますが、これが完全に人に感じない程度まで改善できるのかということになりますと、これはまだなかなか難しい問題もございまして、できないわけではございますけれども、今後にもおに関しましては、施設の管理業者とともに適正な管理を行っていきたいと考えております。

○委員長（清水孝夫君）

ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから議案第六十五号を採決いたします。本案について認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水孝夫君）

異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。暫時休憩いたします。

再開時刻は十一時十分といたします。

休 憩 午前十一時五十八分

再 開 午前十一時 十分

○委員長（清水孝夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第六十六号平成二十年度藤崎町下水道事業会計決算の認定を求めるの件を議題といたします。

決算の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（根岸鉄二君）

それでは、議案第六十六号平成二十年度藤崎町下水道事業会計決算の認定を求めるの件につきまして、概要についてご説明いたします。

三百七十七ページをお開きください。

収益的収入及び支出についてご説明いたします。

まず、収入が総額で二億五百五十五万八千二百三円であります。内訳としましては、第一款事業収益第一項営業収益が八千四百九十三万三千八百五十四円、そのうち仮受消費税及び地方消費税が三百六十三万九千八百二円あります。

第二項営業外収益が一億二千六十二万四千三百四十九円あります。そのうち、仮受消費税及び地方消費税が二百九十一円あります。

次に、支出が総額で二億四千九十六万四千百八十一円あります。内訳としましては、第一項営業費用が一億三千九百八十六万八十四円、そのうち、仮受消費税及び地方消費税が二百万六千八百四十二円あります。第二項営業外費用が一億百十万四千九十七円、そのうち、納付する消費税が百三十四万七千二百円、この消費税は費用には計上されないものであります。

なお、企業債償還利息の財源に充てるため、企業債二千万円を借り入れたものであります。

次に、資本的収入及び支出についてご説明いたします。三百七十九ページをお開きください。

まず、収入が総額で三億九千三百四十五万三千元であります。内訳としましては、第一款第一項企業債が三億六千七百万円、このうち、繰上償還のための借換債が三件で、二億七千二百万円あります。

第二項出資金が二千六百四十五万三千元、これは企業債の償還元金の経費として一般会計から出資金として繰り入れたものであります。

次に、支出が総額で四億五千五百二十七万七千七百六十七円あります。内訳としましては、第一項建設改良費が六百万二千二百五十円、そのうち仮受消費税及び地方消費税が二十八万五千八百二十一円あります。これは岩木川流域下水道関連市町村負担金であります。

第二項企業債償還金が四億四千九百二十七万五千五百十七円、そのうち繰上

償還分が六件二億七千二百八万八千六百六十四円であります。償還先別件数では、財政融資資金六十九件、公庫資金二十六件、民間資金が十件であります。

なお、資本的収入が資本的支出額に不足する額六千八百八十二万四千七百六十七円については、損益勘定内部留保資金等で補てんしたものであります。

次に、事業の詳細につきましてご説明いたします。三百八十四ページをお開きください。

まず、加入状況ですが、加入戸数が一千七百七十二戸、年間総排水量が五十二万五千七百九十立米であります。

次に、収益及び費用についてご説明いたします。

三百八十六ページをお開きください。

決算額につきましては、消費税及び地方消費税の額を除いたものとなっております。

まず、収益についてご説明いたします。

収益総額は、二億百九十一万八千百十円であります。内訳としましては、営業収益が八千二百二十九万四千五十二円、そのうち、使用料が七千九百九十万四千二十円であります。雨水処理負担金が八百二万八千円、これは雨水処理経費として一般会計から繰り入れしたものであります。その他営業収益が百三十六万二千三十二円であります。

次に、営業外収益が一億二千六十二万四千五十八円、内訳としましては、他会計補助金が一億二千六十一万八千円、これは一般会計から繰り入れした補助金であります。雑収益が六千五百八十八円あります。

次に、費用についてご説明いたします。主なものにつきましては、お手元に配付いたしました費用に関する資料もごらんください。

費用総額は二億三千七百六十一万百三十九円あります。内訳としましては、営業費用が一億三千七百八十五万三千二百四十二円、そのうち管渠費が六百六万七千二十円、主なものとしましては委託料が四百一万五千二百四十円、委託料の主なものとしましては、汚水管清掃保守調査業務委託料が二百二十万円、マンホールポンプ及び配電盤点検業務委託料が九十八万七千円あります。

総係費が四千八百十四万二千七百五十九円、主なものとしましては、給料、手当、法定福利費の職員給与費が一千三百九十八万四千二百円、負担金が三千三百三十四万八千八百七十六円、主なものとしましては岩木川流域下水道維持管理関連市町村負担金が三千三百二十三万二千五百二十六円あります。減価償却費が八千三百六十四万三千四百六十三円、減価償却費の内訳としましては、

構築物分七千四百四十万七千四百四十二円、機械及び装置分三百二十九万三千六百五円、無形固定資産分五百九十四万二千七百十六円であります。

次に、営業外費用が、九千九百七十五万六千八百九十七円、主なものとしましては企業債利息が九千九百七十三万九千七百七十三円、償還先別では、財政融資資金が七十七件で、八千四百四万九千二百五十七円、公庫資金が三十件で、五百九十万三千四円、簡易保険局が二件で、四百七十三万四千三百五十四円、民間資金が十九件で、五百五万二千五百五十八円であります。

収益から費用を差し引いた当年度純損失が三千五百六十九万二千二十九円で、赤字決算となったものであります。

次に、企業債についてご説明いたします。三百九十七ページをお開きください。

二十年度末企業債残高は、三十五億一千百四十八万七千二百六十一円であります。

借入先別では、財政融資資金六十八件で、二十二億二千六百九十九万一千四百四十五円、公庫資金三十一件で、二億七千七百七十七万三千八百四十六円、民間資金が二十六件で、七億百四十一万七千円、簡易保険局が二件で、三億五百九十万五千二百七十円あります。

以上で、概要についての説明を終わらせていただきます。

○委員長（清水孝夫君）

決算の説明が終わりました。これから質疑を行います。浅利委員。

○浅利直志委員

三百八十七ページの営業外費用、この節の中で水洗便所資金利息一万七千七百二十四円を費用として支払ったということなんですけれども、この資金を借りる状況というのは年間公共下水道だけでなくもいいんですけれども、集排前の会計でありますけれども、これ年間どれぐらい利用なさっているんでしょうか。

○委員長（清水孝夫君）

上下水道課長。

○上下水道課長（根岸鉄二君）

お答えいたします。

この資金の利息を補てんしている部分につきましては、これは供用開始三年以内に接続した場合ということで借り入れが可能なわけですが、今現在対象になっているのは林崎処理区のみ限定されてございます。それ以外につきまし

ては有利子による貸し付けという状況でございまして、現在は利用はされてございません。

○委員長（清水孝夫君）

ほかに質疑はありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

現在利用されていないということなんですけれども、供用開始の時点、林崎のところだけが対象だと、私がさっき聞いたところについてはですね。ほとんど本管の布設が終って、工事も終わった段階で、今後も有利子だけというか、そういう方向でやるのか、何かもうちょっと借りやすい方向を考えるのか、その辺については料金の検討委員会もやっているみたいなんですけれども、何か担当課として考えていらっしゃることはあるんでしょうか。

○委員長（清水孝夫君）

上下水道課長。

○上下水道課長（根岸鉄二君）

これに関しましては、接続率を向上するという観点から考えますと、独自の無利子等の貸し付けも検討ということにはなるんでしょうけれども、現在の経営状況からいきまして、経費節減等を行っている段階で、料金改定の必要もあるという状況の中では新たな支出を今後検討するという状況にはないと考えております。

○委員長（清水孝夫君）

浅利委員。

○浅利直志委員

町長にお聞きしたいんですけれども、この加入率を促進する策の一つとして、今まで水洗便所を設置する場合の助成という利子補給もやってきたわけですが、全体に本管そのものは布設されてしまったという段階で、もちろん担当課の職員の頑張りも必要なんだろうと思いますけれども、そのほかに接続した場合のメリットなり、あるいはまた現在、「合併浄化槽とか、そういうのでやっているから、何も本管さつながねしてもいいじゃ」という人もまた結構いるわけでありまして、その辺、促進策についてどういうふうにお考えなのか、町長に最後にお聞きしたいと思います。

○委員長（清水孝夫君）

小田桐町長。

○町長（小田桐智高君）

かねてからこの懸案については、議論、要望や促進策を協議してきたところ
でありますけれども、先ほど担当課が申したようなことで今現在は考えており
ます。現況の制度でこのまま継続して、様子を見ながら促進していきたいと、
こう思っております。以上です。

○委員長（清水孝夫君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたし
ます。

これから議案第六十六号を採決いたします。本案について認定することにご
異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水孝夫君）

異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

以上をもって決算特別委員会に付託されました議案の審査はすべて終了いた
しました。

お諮りいたします。今まで議決しました本案に対する決算特別委員会報告書
については、本職並びに副委員長にご一任願いたいと思いますが、これにご異
議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水孝夫君）

異議なしと認めます。よって、決算特別委員会の報告書は、副委員長と本職
に一任されることに決定いたしました。

これをもって決算特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉 会 午後一時二十三分

委員会条例第二十九条の規定により署名する。

委 員 長 清 水 孝 夫